

事業承継時に経営者保証でお困りの皆様へ



事業承継特別保証 経営承継借換関連保証 のご案内

**① 事業承継時に
利用可能**

**② 経営者
保証不要**

**③ 既存借入金の
借換可能**
(本制度は、既に申込中小企業者と
与信取引を有している金融機関
のみ取り扱い可能となります)

**④ 中小企業活性化協議会および
事業承継・引継ぎ支援センターによる
確認を受けた場合
信用保証料を
大幅に軽減**

制度の
特徴

お問い合わせ先 ▶ 茨城県中小企業活性化協議会 Tel. 029-300-2288
茨城県事業承継・引継ぎ支援センター Tel. 029-284-1601

保証料負担が軽減されます！

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合									
確認時	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

詳しくは裏面をご参照ください

あなたのチャレンジを応援します！
- 企業とともに未来へ -

茨城県信用保証協会



水戸営業部

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証経営支援課 ☎029-224-7812
◆企業サポート室 ☎029-224-7813
◆企業サポート室 経営アシストグループ ☎029-224-7852

土浦営業部

〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号
◆保証経営支援一課 ☎029-826-7812
◆保証経営支援二課 ☎029-826-7826
◆企業サポート室 ☎029-826-7813

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

《制度概要》

制度名	事業承継特別保証	経営承継借換関連保証
保証限度額	2億8,000万円（一般枠）	2億8,000万円（別枠）
資格要件 対象者	次の（1）または（2）に該当し、かつ、（3）に該当する中小企業者 （1）保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人【対象者1】 （2）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの【対象者2】 （3）次の①～④の全てを満たす法人 ①当協会への申込日直前の決算において、資産超過であること ②当協会への申込日直前の決算において、EBITDA有利子負債倍率（※2）が15倍以内であること ③当協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること ④当協会への申込日（※3）において、返済緩和している借入金がないこと	次の（1）から（3）のいずれにも該当する会社である中小企業者 （1）次のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による経済産業大臣の認定を受けていること ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること ②認定申請日直前の決算において、以下の要件を満たすこと（※1） ア、資産超過であること イ、EBITDA有利子負債倍率（※2）が15倍以内であること ③認定申請日から3年以内に事業承継を予定していること （2）当協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること （3）当協会への申込日（※3）において、返済緩和している借入金がないこと
対象資金	【対象者1】 事業承継前の借入（個人保証ありに限る）の借換資金およびニューマネー（設備資金も可） 【対象者2】 事業承継前の借入（個人保証ありに限る）の借換資金 ※いずれの場合も既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借換も可能。	事業承継前の借入（代表者保証あり）の借換資金 ※既存のプロパー借入金（代表者保証あり）の本制度による借換も可能。
保証期間	一括返済1年以内／分割返済10年以内（据置期間1年以内）	
担保	必要に応じて	
連帯保証人	不要	
融資利率	金融機関所定	
責任共有制度	対象	対象（特別小口保険の場合は対象外）
信用保証料率	年0.45%～1.90%（経営承継借換関連保証において特別小口保険を利用した場合、年0.80%） 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合、年0.20%～1.15%	
添付資料	当協会の申込書類のほか、次の資料を添付してお申し込みください。 （1）事業承継計画書 （2）財務要件等確認書 （3）借換債務等確認書（申込金融機関からの借入金を借り換える場合） （4）他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合） （5）ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け、保証料率割引の適用を受ける場合）	当協会の申込書類のほか、次の資料を添付してお申し込みください。 （1）認定書（写）及び認定申請の提出書類（写） （2）財務要件等確認書 （3）借換債務等確認書（申込金融機関からの借入金を借り換える場合） （4）他行借換依頼書兼確認書（申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合） （5）ガバナンス体制の整備に関するチェックシート（中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受け、保証料率割引の適用を受ける場合）
	（※1）認定取得後、当協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 （※2）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） （※3）申込日が新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間中においては、申込日または令和2年1月31日（新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証制度の始期の前日）とすることも可能。	